

2016年3月9日

衆議院議員
宮本徹 殿

全国生協労働組合連合会 (生協労連)
中央執行委員長 北口 明代



『全国一律最賃署名』への賛同と紹介議員の要請、ならびに安保関連法廃止への賛同の要請

貴職の奮闘に心からの敬意を表します。

生協労連は全国の生活協同組合で働くなかまを組織している労働組合で、組織数6万5千人、そのうち7割近くがパートなど非正規労働者です。

生協労連は働くもののいのちと健康、諸権利の向上のために、企業内でのとりくみとともに、制度改善のとりくみも重視して運動をすすめてきています。

昨年9月19日に、「成立」が強行された「安保関連法」(戦争法)に反対する市民の声と運動は高まり続けています。「9月19日を忘れない」と毎月続けられている「19日行動」には、2月も7,800人が集まりました。また、「安保安法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が12月20日に結成されるなどの動きも広がっています。2月19日には、民主・共産・維新・社民・生活の野党5党が、「平和安全法制整備法廃止法案」と「国際平和支援法廃止法案」からなる「安保関連法」廃止法案を国会に共同提出しましたが、私たちは、この「安保関連法」廃止法案を支持し、この法案を国会で徹底的に審議することを求めます。そもそも、「安保関連法」は、元最高裁長官をはじめ、多くの学者・弁護士から指摘されたように憲法違反の法律です。平和主義・立憲主義・民主主義を否定する「安保関連法」は、すみやかに廃止するべきです。

今日の労働者をめぐる状況は深刻です。余りにも低すぎる最低賃金のために、年間2,000時間働いてもワーキングプアから抜け出せない実態、長時間・過密労働のために仕事と家庭の両立が出来ず、過労死を生み出す状況など、問題は山積しています。労働基準法の改定(「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」、解雇の金銭解決制度などが現在検討されていますが、労働者をさらに苦しめることになるこれらの改定はおこなうべきではないと考えます。

生協労連では2016年春闘で、「全国一律最賃・時給1,000円以上の実現を求める請願署名」、「戦争法の廃止を求める統一署名」にとりくんでいます。貴職におかれましては、是非この2つの署名の主旨に賛同されるとともに、最賃署名の紹介議員となっただけのよう要請申し上げます。

1. 全国一律での最低賃金1,000円以上を早期に実現すること。

■ 要請趣旨 ■

2015年度の地域別最低賃金の改定は、加重平均18円と二桁の引き上げとなり、全国的最賃の平均額は798円となりました。しかし、最高の東京907円と最低の4県693円の差は214円となり、前年の211円からさらに広がる結果となりました。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めました。しかし年3%では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになります。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でも例のない「支払能力」が併記されています。これを理由に「生計費」原則を無視して最低賃金は低くおさえられるとともに、地域間の賃金格差を固定・拡大し、地域経済の疲弊の進行を黙認しているのです。

この間、実質賃金は低下し続け、年収 200 万円未満のワーキングプアは 1,000 万人を超えて増加を続けています。日本における貧困と格差はますます増大しています。さらに地域から都市部への人口流出はますます顕著となり、地域経済の衰退に歯止めがかからなくなっていますが、これは最低賃金の地域間格差の拡大も大きく影響していることは間違いありません。「地域創生」というならば、最賃を大幅に引き上げるとともに全国一律の制度にして雇用の確保と安定を図ることこそ、緊急にやらなければならないことです。

貴職におかれましては、以下の要請項目について賛同いただくとともに、『全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名』（取扱団体：全労連・国民春闘共闘委員会）への紹介議員になっていただきたく、要請いたします。

■ 要請項目 ■

1. 労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金法の「最低賃金の原則」から「支払能力」に関する規定は削除すること。また、最低賃金は、時給額表示だけでなく日額・月額も表示すること。
3. 2010年6月の雇用戦略対話に基づく政労使合意を、2020年までに確実に実行し、時間額1,000円以上を早急を実現すること。

2. 5野党提出の「安保関連法」廃止法案を徹底的に審議し、「安保関連法」を廃止すること。

■ 要請趣旨 ■

昨年9月19日に、「成立」が強行された「安保関連法」（戦争法）に反対する市民の声と運動は高まり続けています。「9月19日を忘れない」と毎月続けられている「19日行動」には、2月も7,800人が集まりました。また、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が12月20日に結成されるなど、「野党共同」を求める運動も広がっています。

このような市民の声と運動に後押しされて、2月19日には、民主・共産・維新・社民・生活の野党5党が、「平和安全法制整備法廃止法案」と「国際平和支援法廃止法案」からなる「安保関連法」廃止法案を国会に共同提出しました。私たちは、この「安保関連法」廃止法案を支持し、この法案を国会で徹底的に審議することを求めます。

そもそも、「安保関連法」は、元最高裁長官をはじめ、多くの学者・弁護士から指摘されたように憲法違反の法律です。平和主義・立憲主義・民主主義を否定する「安保関連法」は、すみやかに廃止すべきです。

この「安保関連法」（戦争法）が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊が海外で人を殺し殺されるリスクが格段に高まります。そして、日本が武力紛争の当事者となって、日本が攻撃される大義名分を相手国に与えてしまいます。この「安保関連法」は、国民のいのちを守るものではなく、国民のいのちを戦争の危険にさらす「戦争法」そのものです。「南スーダンPKOへの駆けつけ警護の任務追加」や「対IS軍事作戦への参加」など、今通常国会でも、審議すればするほど「安保関連法」（戦争法）の具体的危険性への懸念が深まっています。「安保関連法」（戦争法）は、けっして施行させてはなりません。

貴職におかれましては、以下の要請項目について賛同いただきたく、要請いたします。

■ 要請項目 ■

1. 「安保関連法」をすみやかに廃止してください。
2. 「安保関連法」廃止法案をすみやかに徹底的に審議してください。

以上